

気象特別警報・気象警報及び地震発生時の登下校について（改定）

気象特別警報・気象警報発表及び震度5弱以上の地震があった場合の登下校について、**令和6年9月1日**より次のように対応しています。保護者の皆様も内容を十分ご理解いただき、児童の安全確保にご協力いただきますようお願いいたします。

城陽市に気象特別警報・気象警報が発表された場合

- 1 登校前に発表された場合
 - (1) 午前7時以降、城陽市に「気象特別警報」が発表中の場合
→その日は、臨時休業となります。
 - (2) 午前7時以降で、城陽市にいずれかの「気象警報」が発表中の場合
→児童は自宅待機させてください。
 - (3) **午前9時**までに全ての「気象警報」が解除された場合
・・・解除後すぐに地域班で集合し、児童を登校させてください。
＜可能な限り、学びポケットやメールにて解除の旨を配信します。＞
 - (4) **午前9時**現在、引き続き「気象警報」が発表されている場合
・・・その日は臨時休業で、その後警報が解除されても登校させないでください。
- 2 登校後に発表された場合
 - (1) 下校については、危険な場合は、学校に児童を待機させることがあります。
 - (2) 風雨の弱まった時に教師が付き添い集団下校させます。
(可能な限り、学びポケットやメールの配信をします。)
 - (3) 警報発表後にお迎えに来られた場合、学校待機児童と学童保育所入所児童は、体育館で待機させていますので、体育館へお越しください。
 - (4) 学校では可能な限り状況を把握し、安全な下校に配慮します。
原則、児童調査書の記入に基づいて、学校待機・集団下校の判断をします。
変更につきましては、速やかに学校へお知らせください。

城陽市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 1 在宅中に地震が発生した場合
 - (1) 午前0時から登校までに、城陽市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、その日は臨時休業となります。
 - (2) 下校後から24時までに、城陽市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、翌日を臨時休業とします。
- 2 登下校時に地震が発生した場合
 - (1) 城陽市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、状況に応じて予め家族で決めた安全な場所や学校などに避難するようにお話ししておいてください。また、学校に避難した場合は、在校中と同様の措置をとらせていただきます。
 - (2) 学校に避難することが困難な場合は、安全な場所で教職員や保護者、地域の人が来るまでそのまま待機するようにお話ししておいてください。
- 3 在校中に地震が発生した場合
 - (1) 城陽市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者が引き取りに来られるまで、全児童を校内に待機させておきます。
 - (2) 震度5弱以上でライフラインが寸断され保護者へ連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまで学校で待機させますので、お迎えをお願いします。

気象特別警報・気象警報及び地震発生時の登下校

「気象特別警報」 城陽市にいずれかの気象特別警報

登校前	臨時休業	午前 7 時以降において、特別警報発表中の場合
登校後	校内待機	下校の安全を確認するまで、学校で待機します。
	下 校	集団下校

「気象警報」 城陽市にいずれかの気象警報

令和 6 年 9 月 1 日より

登校前	自宅待機	午前 7 時以降に警報発表中の場合
	登 校	午前 9 時までに警報が解除になった場合、すみやかに集団登校
	臨時休業	午前 9 時現在、まだ警報が発表中の場合
登校後	校内待機	状況に応じた措置
	下 校	集団下校

「地震」 城陽市に震度 5 弱以上の地震

登校前	臨時休業	午前 0 時から登校前に震度 5 弱以上の地震が発生した場合
在校中	学校待機	震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、保護者が引き取りに来られるまで、全児童を校内に待機させておきます。震度 5 弱以上でライフラインが寸断され保護者へ連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまで学校で待機させますので、お迎えをお願いします。
下校後	臨時休業	下校後から 24 時までに、震度 5 弱以上の地震が発生した場合、翌日を臨時休業

※臨時休業後、学校が安全に学習できるか確認した後、保護者に連絡いたします。